



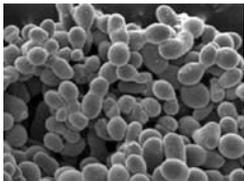
時事寸考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。腸の中にいろいろな細菌が住んでいることは皆様ご存知だと思います。俗に善玉菌と悪玉菌に分けたりもしますが実際にはバランスが大事です。腸管以外にもいろいろありますが、今回は顔に住み着いている生物について書きます。



■ニキビダニ（顔ダニ、毛包虫、デモデクスとも呼ばれる）

大きさは0.2mm～0.4mmで肉眼では見えません。少し変わった形をしています。脚が8本ある正真正銘のダニです。人の顔面に多い皮脂腺の周囲に潜り込んで生活しています。ニキビが悪化した時はたしかにこのダニも増えていることが多いのですが、単純にニキビの原因とはいえません（アクネ菌という細菌の方がニキビとの関連が強い）。このダニは、新生児を除いてほぼすべての人の顔に住み着いていて除去することは不可能です。



■马拉セチア真菌

真菌というのはつまりカビです。この真菌は健康人の皮膚にも常在しますが马拉セチア毛包炎というニキビに似た病気の原因となります。また、脂漏性皮膚炎の増悪因子であると考えられており、アトピー性皮膚炎との関連も検討されているようです。马拉セチアを含めてカビに対しては細菌に対する通常の抗生物質は効きません。抗真菌剤（水虫に対する薬など）が用いられます。

イベント・コンサート※内容等、変更となる場合がございます。

- ◆9月16日(土)合唱・独唱・ピアノのジョイントコンサート
【桃井健康友の会 うたう会】
- ◆9月25日(月)コーラス（混声合唱団）
【混声合唱団 杉唄会】
- ◆9月30日(土)テノールで聴く美しき歌たち vol.10
【矢作次郎さん】



栄養科より今月の一押しメニュー



9月18日(月)「敬老の日」には“栗ご飯・魚の西京焼き”をご用意します。その他、9月の献立には“太巻き&いなり寿司”、“茶碗蒸し”、“秋刀魚の塩焼き”、“秋野菜カレー”など季節感のある食材を取り入れています。旬の食材は、味が良だけでなく栄養も満点です。お食事をしっかり摂り、元氣にお過ごしください。



シーダ祭のお知らせ



今年もシーダ祭を10月15日(日)に開催いたします。例年同様、楽しんでいただける企画が盛り沢山です。なお、バザー用品の寄付も引き続きお願いしております。未使用品でご不要なものがございましたら、1階事務所窓口までお寄せください。皆様のご協力とご参加をお待ちしております。

Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

寄与分（第6回一財産管理型）

寄与分とは相続財産の中から一定の部分について優先的に配分を受ける制度をいいます（民法904条の2）。寄与分のある相続人は、自分の相続分に寄与分を加えた財産を相続することができます。



今回は、亡くなった方の財産を管理していた方に寄与分が認められるための条件をお話しします。

財産を管理した方にも寄与分が認められることはあります。

ここでいう財産管理の典型は、管理会社に委託する代わりに被相続人の賃貸不動産の管理をしたり、被相続人の不動産の売却にあたり売却価格の増加のために努力したりすることです。

ただ、これまでの類型と同じく、財産管理型でも、寄与分を認めてもらうためには、一定のハードルを乗り越える必要があります。

まず、寄与は身分関係に基づいて普通に期待される程度を超えた特別なものでなければなりません。

例えば、貸アパートについて、既に管理会社との契約がなされているにもかかわらず「定期的に共用部分を清掃した」などと主張しても寄与分は認められないとされています。単に庭先に生える雑草を季節ごとに刈り取ったといった程度では特別な寄与にはあたらないとも理解されています。適正な対価をもらっていたとすれば改めて寄与分を主張することはできませんし、管理が特別な寄与にあたるというためにはある程度長期間に渡って管理を継続する必要もあります（片岡武編『家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』〔日本加除出版、新版、平25〕339-340頁参照）。

また、管理行為によって、亡くなった方の財産が増加したという関係があることも必要です

関連して、被相続人の財産を投資で運用した場合に寄与分が認められるかという問題があります。

この点については「損失によるリスクは負担せずに、たまたま利益を生じた場合に…寄与分を認めることが相続人間の衡平に資するとは、一般的にはいいがたい」とした判例があり（大阪家審平19.2.26家月59-8-47）、一般論としては難しいと思われます。

桜丘法律事務所

弁護士 師子角 允彬（ししかど・のぶあき）

（電話）03-3780-0991 （WEB）<http://www.sakuragaoka.gr.jp>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2017年8月25日発行 vol.123 編集:島田・塚本・橘

祭 祭 祭 夏祭り 祭 祭 祭

8月は各フロアで夏祭りを開催しました。(9月も開催予定です！)
暑さに負けず、利用者さんたちと一緒に「夏らしさ」を感じることができました！！
今回はその時の様子をご紹介します。



皆さんで障子紙を染めて、
オリジナルのうちわを
作りました！！



シーダ・ウォークでは、今後も
このような 季節を感じられる行事を
行っていきたいと考えておりますので、
ご家族の方々も是非ご参加下さい。

そして、10月はいよいよ
シーダ祭です。

皆様のご参加をお待ちしております。

「ヨーヨー釣り」「紐引き」など、
懐かしい縁日での遊びを
楽しんでいただきました。



食べ物は、スタッフ手作りの
「焼きそば」「たこ焼き」「かき氷」を
ご用意しました。

皆さんの目の前で作ったため、
味だけではなく香りも楽しんで
いただきました。

